

広報委員長会議次第

開催日時 令和7年(2025年)1月8日(水)

午後1時30分から

開催場所 市役所3階全員協議会室

1 開 会

2 市長挨拶

3 議 題

(1) 1月の広報事項

①救急電話相談「#7119」について

(健康づくり課)

②小田原三の丸ホールの指定管理者について

(文化政策課)

(2) 市政への要望事項等

① 1月の市政への要望事項等

4 閉 会

≪ 資料データを市ホームページで公開しています ≫

「トップページ」⇒「小田原で暮らす」⇒「行政経営」

⇒「広報・広聴」⇒「広報委員」⇒「広報委員長会議」



救急電話相談「#7119」が県内全域で始まりました

救急電話相談「#7119」は、急な病気やけがの際に、24時間365日、看護師等が電話で相談に応じるサービスです。令和6年11月1日(金)から県内全域で「#7119」が利用できるようになりました。

救急電話相談「#7119」とは

急な病気やけがで、「救急車を呼んだ方がいいのか」、「今すぐ病院に行った方がよいのか」などで迷った際に、ダイヤル#7119に電話いただくと、「かながわ救急相談センター」の看護師等が相談に対応します。

救急電話相談「2つの機能」

(1) 救急医療相談

看護師が病気やけがの状態を聞き取り、「緊急性のある症状なのか」や「すぐに病院を受診する必要があるか」等を判断します。相談内容から緊急性が高いと判断した場合には、救急車の要請等についてアドバイスします。

(2) 医療機関案内

相談員が、受診可能な医療機関を御案内します。

相談窓口の概要

相談窓口名称	かながわ救急相談センター	
相談窓口電話	＃(シャープ)ダイヤル	#7119
	直通ダイヤル	045-232-7119 または045-523-7119
	聴覚障害者専用FAX	045-242-3808 (医療機関案内のみ)
受付時間	24時間365日	
運営主体	神奈川県 (コールセンターを設置し運営)	

※緊急時には119番へ通報してください。

本市では小田原医師会が運営する地域医療連携室が医療機関案内のほか、医療に関する様々な相談に看護師が対応しています。

小田原医師会地域医療連携室 TEL: 47-0833

受付時間: 月曜日～土曜日 9:00～12:00、13:00～17:00 (日曜、祝・休日、12/29～1/3は休み)



救急車? 病院?

迷ったら...

まずは **かながわ救急相談センター** へお電話を

シャープ

#7119

直通ダイヤル 045-232-7119
045-523-7119

24時間・年中無休

看護師・相談員が対応

救急医療相談

緊急性や受診の
必要性について
アドバイス



医療機関案内

受診可能な
医療機関の
案内



※緊急時には119番へ通報してください。



令和6年11月から神奈川県全域で ☎️ **#7119** が利用できます

#7119ってなに？

急な病気やけがをしたときに、「救急車を呼んだほうがいいのか」、「今すぐ病院に行ったほうがいいのか」などで迷った際に、電話でアドバイスを受けることができます

- 看護師が病気やけがの状態を聞き取り、緊急性を判断する「**救急電話相談**」
- 夜間・休日などに受診できる病院を案内する「**医療機関案内**」

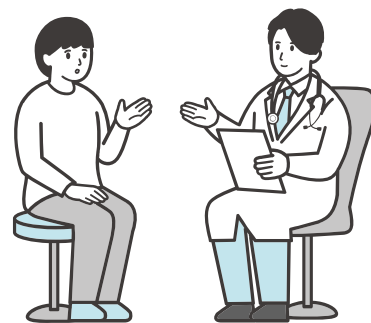
※聴覚に障がいをお持ちの方は FAX 045-242-3808

「上手な医療のかかり方」にご理解とご協力をお願いします

1

診療時間内の受診・病状説明にご協力をお願いします

- 夜間・休日は緊急性の高い重症患者や入院患者に対応する時間帯です。
- 安易な時間外受診が増えると、一刻を争う患者さんに充分対応できなくなります。緊急時以外は、平日・日中に受診しましょう。
- ご家族の病状説明は、平日・日中の診療時間内に受けていただくようご協力ください。



2

“いつもの先生”以外の医療スタッフの対応にご理解をお願いします

- 医療機関では、各職種の専門性を活かした“チーム医療”で医療の質を高めていく取組が始まっています。
- これまで、一人の主治医が対応するものとイメージされていた診療や病状説明、術後の対応などを別の医療スタッフが行うことがあります。



3

身近な医療機関への受診や転院にご協力ください

- 医療機関には、それぞれの役割分担や得意分野があり、症状に応じた医療機関で受診することで、**より適切な医療を受けることができます。**
- 高度な医療を担当する医療機関に入院した場合でも、回復の状況に応じてより身近な医療機関に転院してリハビリを受けていただく場合があります。

小田原三の丸ホールの指定管理者について

小田原三の丸ホールについては、民間事業者が有する能力やノウハウを活用することにより、更なる施設サービスの向上や経費削減、魅力ある自主企画事業の展開等を図ることを目的に、管理運営を民間事業者に委ねる「指定管理者制度」を、令和7年度から導入します。

この度、市議会12月定例会での議決を経て、指定管理者が決まりましたので、お知らせします。

1 施設概要

名称	所在地
小田原三の丸ホール	小田原市本町一丁目7番50号

2 指定管理者

団体名	小田原三の丸ホール芸術文化創造パートナーズ
代表者名	株式会社タウンニュース社 代表取締役 宇山 知成
所在地	横浜市青葉区荏田西二丁目1-3

3 指定管理者の構成

役割	団体名	主な事業内容
代表者	株式会社タウンニュース社	・地域情報誌の発行 ・クアーズテック秦野カルチャーホールの指定管理者(令和4年度～)
共同代表	一般財団法人小田原市事業協会	・売店、駐車場、体育施設、文化施設、公園等の管理運営(主に小田原市からの受託業務)
構成員	株式会社オービーエム管財	・清掃、環境衛生管理
構成員	FM小田原株式会社	・放送法による一般放送に関する事業、イベント企画

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

5 指定管理者が行う業務

- (1) 小田原三の丸ホールの管理運営にかかる業務
- (2) 小田原三の丸ホールの施設、設備及び備品等の維持管理にかかる業務
- (3) 指定管理者による自主的な事業に関すること
- (4) その他小田原三の丸ホールの管理運営に必要な業務

6 指定管理者のビジョン・基本方針

(1) ビジョン

「地域の力を結集し、創造活動の輪を広げ、まちに活力をもたらす」

(2) 基本方針

- ア 上質な鑑賞機会を提供し、心豊かなまちをつくります
- イ すべての人に開かれた施設となり、まちに創造活動の輪を広げます
- ウ 文化活動への参加機会を増やし、市民交流を促進します
- エ 市外から人を呼び込み、まちのにぎわいを創出します
- オ 小田原の魅力を発信、県西部の文化芸術拠点を目指します

7 指定管理者制度移行に伴う変更点

利用料金を含め、施設の利用に当たっては、基本的には現在の管理運営を踏襲していくことから、大きな変更点はありません。